

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（R2.2.28 第544号より）

●自動車検査証の有効期間を伸長～新型コロナ対策～

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することになりました。

○対象車両

自動車検査証の有効期間の満了日が2月28日～3月31日までの自動車全て

○伸長期間

4月30日まで

詳細はこちら

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000239.html

●台風等異常気象時におけるトラック輸送の目安

台風等の異常気象時にも関わらず、荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しています。

そのため、国交省は各異常気象ごとに、どんなとき輸送を中止すべきかなどの目安を定めました。

詳細はこちら

（運送中止等の目安は、下記サイトの報道発表資料PDFの別表に掲載）

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000210.html

また、輸送を中止する場合は直ちに荷主等へ報告しましょう。

危険な状況にもかかわらず荷主に輸送を強要された場合は、国交省の「意見募集窓口」等に通報をお願いします。